

■用語の解説

用語	解説
あ行	
アールブリュット	美術の専門的な教育を受けていない人が、伝統や流行などに左右されずに自身の内側から沸き上がる衝動のまま表現した芸術。日本語では「生(ナマ)の芸術、生(キ)の美術」
アクセシビリティ	年齢的、身体的条件に関わらず支障なくサービス、情報、建物などが利用できること。
インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。
インフォームド・コンセント	患者が医療行為の内容について医師等から十分な説明を受け、納得の上で同意すること。
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	Social Networking Serviceの略。社会的なネットワークをインターネット上で構築するサービス。
えせ同和行為	同和問題を口実にして企業や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為。
NPO	Non Profit Organizationの略称。民間非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、地域の諸課題の解決などを目的に公共的・社会的な公益事業を行う組織・団体をいう。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。
親子関係の修復・家庭復帰	子どもが保護者から虐待を受けた場合、必要に応じて、子どもを保護者から一時的に引き離すことになるが、保護者と生活することが子どもの最善の利益につながる場合、保護者が虐待の事実と真剣に向き合い、再び、子どもと生活することができるようにすること。
オレンジリボン	平成16年9月、栃木県小山市で起きた二人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げ入れられ、亡くなるという悲惨な事件がきっかけとなって、小山市の市民団体が、児童虐待防止をめざして平成17年からオレンジリボンによる啓発活動を始めた。現在では、この運動に対して国も後援するなど、全国的に子どもを虐待から守るメッセージリボンとして広がっている。
か行	
家族の再統合	児童虐待等により保護者から分離した子どもが、再び家庭で暮らせるようになるなど保護者との適切な親子関係が築けるように、保護者に養育方法の改善等を指導・助言するなどの取組。子どもの意向を確認しながら、子どもの最善の利益を図ることを目的として行う。
強度行動障害	環境への著しい不適応状態で、激しい不安・興奮・混乱などを示し、結果的には、多動・疾走・奇声・自傷・固執・脅迫・攻撃（嘔みつきなど）・不眠・拒食・多食・多飲などの行動が、日常生活の中で高い頻度と強い程度で出現し、現在ある通常の療育環境では適切な対応が著しく困難な場合をさす。
クオリティー・オブ・ライフ	生活の質的向上をいい、医療現場においては、患者や家族の人生観や価値判断を優先させ、生命、生活、人生の質的内容を重く見ていこうとする考え方。

用語	解説
健康寿命	人の寿命において、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいい、特に本県では日常生活動作が自立している期間の延伸をめざしている。
高次脳機能障害	交通事故等による頭部外傷や脳血管障害等により、記憶力、注意力、知能、情報処理能力などの低下が生じる高次の脳機能の障害。
子ども・子育て応援センター(愛称:こころんだいやる)	滋賀県子ども条例に基づき、平成18年6月に開設。子どもや子育てに関する電話相談を行っている。
子ども家庭相談センター	非行や虐待、障害など、18歳未満の子どもや家庭、妊産婦の福祉に関する相談の対応、助言指導を行う県の機関。また、市町間の連絡調整や情報提供、個別ケースについて、市町への技術的援助や助言を行うほか、市町において対応の困難なケースについては、立入調査、一時保護、判定、施設入所措置などの方法を活用しつつ、子どもや保護者に対する専門的な支援を行う。
子どもの権利ノート	児童養護施設等で暮らしている子どもに、「子どもの権利の存在を知らせ、権利の行使が保障されていること」を伝えるためのノート。全国のほとんどの自治体において作成されており、滋賀県においても平成17年度(2005年度)に滋賀県児童養護施設協議会の協力を得て作成し、平成18年度(2006年度)から児童養護施設等のすべての子どもに配布している。
さ行	
在宅療養・看取り	本県では、病気になっても住み慣れた自宅や特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム等で療養生活を送り、最期を迎えたいという願いを叶えられる地域の実現をめざしている。
SATOCO	「SATOCO」は、Sexual Assault victim Total Care One stop BIWAKO(性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖)の略で、滋賀県産科婦人科医会、認定NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター、滋賀県警察、滋賀県の4者が連携して産婦人科医療、付添支援など被害者に寄り添って支援を行っています。
滋賀県人権啓発活動ネットワーク協議会	人権啓発活動に関わる機関等が連携・協力関係を確立し、県内における各種人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的に設置。現在は、大津地方法務局、滋賀県人権擁護委員連合会、滋賀県、大津市、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会で構成している。
滋賀県人権相談ネットワーク協議会	県内に所在する人権に関する相談に関わる機関等が連携・協力関係を確立し、県民からの人権に関する相談に対して総合的かつ効果的に対応することを目的として、平成16年(2004年)2月に設立された。
事業所内公正採用選考・人権啓発推進班(制度)	県が、国の関係機関や市町、経済団体の協力のもと、企業の社会的責任としての公正な採用選考の実施や同和問題をはじめとする様々な人権課題についての研修の実施を推進し、企業自らが主体的に人権尊重の視点を基にした活動の推進を図ることを目的に整備した制度。
自尊感情	長所も短所もひっくり返して自分自身をかけがえのない存在と感ずること。

用語	解説
児童虐待	<p>児童虐待は、保護者がその監護する子どもに行う次に掲げる行為で4種類に分けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身体的虐待：子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。（叩く、なぐる、ける、やけどを負わせる。） ●性的虐待：子どもにわいせつな行為をすること、または子どもにわいせつな行為をさせること。（性的行為の強要、性器や性交を見せるなど） ●保護者の怠慢ないし拒否（ネグレクト）：子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置など保護者としての監護を著しく怠ること。（家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にするなど） ●心理的虐待：子どもに著しい暴言または著しく拒絶的な反応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）、子どもの兄弟への虐待など、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（言葉によるおどし、無視、兄弟間の差別的な扱い、子どもが同居する家庭におけるドメスティック・バイオレンスなど）
障害者社会参加推進センター	<p>障害の有無に関わらず誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進することを目的として、各都道府県に設定されている組織。センターでは、社会参加推進事業の受託実施や、必要な情報収集、障害者社会参加推進関係団体に対する指導・援助や、啓発・広報のためのイベントなどを実施する。</p>
人権の基本理念	<p>人権施策基本方針では、人権の基本理念について次の5つの視点から述べている。</p> <p>①人権の普遍性・日常性（人権はすべての人間に関わる普遍性と、身近なものであるという日常性を有する。）、②人権の平等性（人権はすべての人間に対して同じように保障されなければならない。）、③個人の尊重（人権は一人ひとりの個人の尊重に根差すものでなければならない。）、④多元社会と共生（多様性が承認され、県民が共生していくことが必要である。）、⑤人権の義務的性格（人権が尊重される社会づくりの最終的な責務は私たち一人ひとりにある。また、個人の人権の行使には他の個人の人権の尊重という制約を伴う。）</p>
性同一性障害者・同性愛者等	<p>最近では、総称して「LGBT」と言われることもある。</p> <p>「LGBT」とは、女性の同性愛（Lesbian）、男性の同性愛（Gay）、両性愛（Bisexual）、性同一性障害者（Transgender）の頭文字を取った総称。また、性分化疾患（Intersex）を加え「LGBTI」という場合もある。</p>
成年後見制度	<p>判断能力の不十分な成年人者（認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等）を保護するための制度。平成11年(1999年)12月の民法改正により、禁治産・準禁治産制度から、各人の多様な判断能力および保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改められた。平成12年(2000年)4月施行。</p>
セクシュアルハラスメント	<p>「性的嫌がらせ」のことで、性的なうわさを流す、身体への不必要な接触や性的関係の強要など、相手の気持ちに反した、性的な性質の言葉や行いが含まれる。</p>
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	<p>様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。</p>
た行	
地域自立支援協議会	<p>地域における相談支援事業を適切に実施していくために、中立・公平性を確保するための運営評価等に関することや、困難事例への対応のあり方に関する協議および調整、あるいは地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議などを行う市町が設置する機関。</p>

用語	解説
地域生活定着支援センター	高齢または障害を有することにより、刑務所、少年刑務所、拘留所および少年院から出所・出院した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行う機関。
地域総合センター	社会福祉法に規定する隣保事業(第2種社会福祉事業)を実施する隣保館および隣保館のない地域において隣保事業を実施する教育集会所を滋賀県では地域総合センターと位置づけている。
地域福祉権利擁護事業	滋賀県内の市町社会福祉協議会が実施している事業で、判断能力が不十分な方が安心して暮らしていけるよう、本人の意思決定に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のお手伝いを行う事業。
地域包括支援センター	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が中心となり、介護予防に関するマネジメント、高齢者への総合的な相談支援および権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援といった、介護予防に関するマネジメント、高齢者への総合的な相談支援および権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援といった多面的な支援を行う機関。
デートDV	婚姻をせず、同居もしていない交際相手からの暴力のことをいう。身体的な暴力だけでなく、傷つく言葉を言うなどの精神的暴力や性的な暴力、交友関係や携帯電話を監視して行動を制限するといったものも含む。
ドメスティック・バイオレンス	夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。
な行	
難病相談・支援センター	地域で生活する患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進および就労支援などを行うため、都道府県が設置するものであり、本県はその運営を滋賀県難病連絡協議会に委託している。
ニート	ニート(NEET)とは、Not in Education, Employment or Training(就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者)の略。元々はイギリスで誕生した言葉であるが、厚生労働省の定義では、15～34歳の非労働力人口のうち、通学も家事もしていない者。
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアのことをいう。
は行	
働き・暮らし応援センター	就業に向けた支援を行う「雇用支援ワーカー」、日常生活支援を行う「生活支援ワーカー」に加え、就職先を開拓する「職場開拓員」、就労後のフォローや実習支援などを行う「就労サポーター」を配置し、生活から就労に至る一体的・総合的な支援を行う機関。
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。
ハラスメント	人を悩ますこと。優越した地位や立場を利用した嫌がらせ。 いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」をいい、セクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)、パワーハラスメント(地位等を利用した嫌がらせ)、マタニティハラスメント(妊娠・出産した女性に対する職場での嫌がらせ)など様々な種類がある。
パワーハラスメント	一般的に、職場での権力や地位を利用して行われる嫌がらせ
ファミリーホーム	複数の要保護児童を、養育者の自宅において、養育者と複数の職員が家庭的な環境のもとで養育する事業で、平成21年度(2009年度)に法制化された。

用語	解説
フィールドワーク	学習テーマに基づいて、学習者自らが現地に出かけて行き、調査や聞き取りを行うことにより、学習者の問題意識や主体的な参加を引き出すことができる手法。
母語	幼少期から母親などの大人たちが話すのを聞いて習得する言語。
や行	
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、障害の有無などに関わらず、すべての人が、またどのような状態のときでも利用可能なように、はじめから考えて計画し、実施するとともに、その後もさらに良いものに変えていこうという考え方。
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法第25条の2に基づく協議会で、市町において、福祉、保健、医療、教育、警察など関係機関がチームとなって、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護、支援の内容に関する協議、調整を行う組織。代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造となっている。構成機関に守秘義務が課せられるため情報共有が密になるとともに、市町長が運営の中核となる調整機関や構成員などを公示することにより責任ある実施体制が確保されている。
ら行	
レスパイト入院	在宅療養をしている患者が、その家族など介護者の休息のため、一時的に医療機関へ入院すること。レスパイトとは休息の意味。
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。